

課外活動団体 卒業生の皆さまへ



大阪公立大学

2022年4月版

1. はじめに

当案内は、大阪公立大学の課外活動(クラブ・サークル)に関して、各団体の卒業生の皆様に本学の課外活動・基本方針を始めとした本学の方針をご確認いただき、現役学生の自主自立の活動運営を発展・促進させるための「大学による側面的支援」及び「課外活動団体卒業生の皆様による側面的支援」の在り方を確認し、実施していくための手引きとして作成したものです。

新大学の母体となる両大学の課外活動団体の卒業生の皆様のこれまでの厚いご支援に感謝の意を表しますと共に、新たな時代における大学及び卒業生による現役学生への側面的支援の方針に関しまして、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 課外活動・基本方針

大阪公立大学では、課外活動にかかる基本方針を以下のとおり定めます。当基本方針は、学生担当副学長予定者を座長とする「学生支援ワーキンググループ」において策定いたしました。課外活動の運営全体にかかる内容となっておりますが、当案内の目的を確認するうえでの基本的指針となりますので、ご参照ください。

1	<u>(課外活動の位置づけと理念)</u> 課外活動は、心と身体の調和や健康を目的としつつ正課とあいまって、学生の自主性を育み、豊かな多様性を創出するための、学生生活における重要な活動であると位置付ける。 学生は、自発的かつ自らの責任において参加し、これを実施するものとする。
2	<u>(課外活動の在り方と教育機関としての理念)</u> 課外活動は、正規の教育課程外の活動であるが、学生が社会規範を通じて様々な人的あるいは社会との交流を行い、互いに切磋琢磨しながら複雑化・多様化した現代社会の中で生き抜くための基本的な能力を身につける場であり、且つ人格の形成や協調性の涵養、多様性の尊重等の優れた教育的効果が得られる場でもある。 このような教育的意義から、学業と両立する範囲において、積極的な参加が推奨される。
3	<u>(課外活動団体の構成と運用指針)</u> 課外活動団体は、学生自治活動の一環として自主自立の運営を前提に大学による承認の下、設置されるものである。したがって課外活動団体の構成は、大阪公立大学に在籍する学生の自主的、自発的な運用を原則とし、教職員による指導を受けて、学生団体としての正しい運用を行うものとする。

4	<u>(課外活動に対する大学の支援・制限指針)</u> 大学は、課外活動の教育的効果が円滑に達成されるよう、安全管理や社会規範・倫理を遵守するための、所定の条件を満たしている課外活動団体に対して側面的な支援を行うと同時に、信義則に照らした安全配慮義務を負う。これを実現するため、大学は学生の自主性と責任を尊重した指導・助言等を行うものとする。また、必要があれば、所定の条件を満たしていない課外活動団体に対しては、活動を制限できることとする。
5	<u>(外部からの支援に対する大学の指針)</u> 課外活動では、本基本方針の定める範囲において、専門的・技術的技量の向上を目指す場合に限り、大学による承認を得て外部指導者等による指導を受けることができる。また、大学の承認の下、卒業生や外部支援団体による援助を受けることもできる。尚、外部指導者が課外活動の運営、運用に関して助言を行う際は、本学の基本方針並びにその細則に従うこととする。

3. 大学の行う側面的支援

基本方針に基づき、大学は学生の自主性と責任を尊重しながら、課外活動の教育的効果が円滑に発揮されるよう、以下の側面的支援を行います。

1	<u>(施設・設備提供及び備品貸与)</u> 大学による承認の下に設置された課外活動団体に対して、学生が自主自立した活動を行うための施設・設備の提供や備品の貸与等を行います。
2	<u>(安全配慮)</u> 安全・安心しての活動ができるよう、学生に対して安全配慮に関する指導・助言を行います。社会環境の変化により、必要に応じて課外活動ルール等を通じて安全の確保と意識啓発を行います。
3	<u>(課外活動団体との意思疎通)</u> 各団体はもちろんのこと、課外活動団体を束ねる自治組織(体育会、文化系委員会、音楽系委員会等)とも意思疎通を図り、大学からの通知事項や各団体からのニーズなどを円滑に連絡調整します。
4	<u>(関係者との連携)</u> 関係者が一体感をもって現役学生をサポートできるよう、大学及び顧問と、卒業生の皆様及び大学の承認の下に就任される外部指導者等とが連携を図りながら課外活動の運営を行います。

4. 課外活動団体卒業生による側面的支援

基本方針及び「大学の行う側面的支援」を踏まえ、課外活動団体卒業生の皆様にご理解とご協力をいただきたい点について、以下のとおりご案内します。

1	<u>(現役学生の自主性の尊重)</u> 学生の自主自立した活動運営がさらに発展するよう、学生が自ら導き出した活動方針や運営方法等、現役学生の意思を尊重し、側面からの支援をお願いいたします。
2	<u>(活動交流や援助)</u> 現役学生にとって励みとなる卒業生の皆様との活動交流をはじめ、基本方針に掲げる教育的効果を促進するための援助に関しては、現役学生の自主性が尊重され、真に学生のニーズに合致する形での支援をお願いいたします。
3	<u>(外部指導者)</u> 卒業生の皆様を通じて外部指導者を推薦等される場合においては、現役学生から大学へ指導者就任の承認申請が行われる手続となっていることを踏まえ、学生が自ら導き出した活動方針や運営方法等の実現に資する方が就任されるよう、現役学生の意向に沿った形での支援をお願いいたします。
4	<u>(大学等との連携)</u> 基本方針に基づいた課外活動運営が図られるよう、大学及び顧問や外部指導者との連携についてご理解とご協力をお願いいたします。

以上